

公益財団法人世田谷区保健センター公益通報者保護に関する規則

令和4年6月1日
公財世保規則第1号

(趣旨)

第1条 本規則は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）に基づき、公益財団法人世田谷区保健センター（以下「財団」という。）の職員等からの組織的又は個人的な法律に違反する犯罪行為又は最終的に刑罰につながる行為に関する通報及びそれに関する相談を適切に処理するための仕組みを定める。

(通報の主体)

第2条 通報窓口及び相談窓口の利用者は、財団の役員、職員、派遣労働者（過去1年以内に退職又は派遣終了となった元職員等を含む）及び取引事業者の役員、労働者とする。

(通報対象事実)

第3条 公益財団法人世田谷区保健センターコンプライアンス規程（以下、「コンプライアンス規程」という。）に定める通報のうち、国民の安心や安全を脅かす法令違反の発生と被害の防止を図る観点から、「国民の生命、財産その他の利益の保護にかかわる法律」として公益通報者保護法の別表に定められた刑法、個人情報保護に関する法律、労働基準法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の違反行為（本規則において「不正行為」という。）、又はその恐れがある行為の通報を対象とする。

(通報相談窓口)

第4条 財団は、通報又は相談を受け付ける窓口（以下、「通報窓口」という。）として、コンプライアンス規程第14条で規定するほか、別表1の外部窓口を指定する。

2 通報又は相談は、実名による電子メール、電話、書面、面会等を原則とするが、外部窓口に限りFAXを用いた通報も可能とする。

(情報共有の範囲)

第5条 通報又は相談において知り得た情報は、コンプライアンス委員会の委員及び調査チームの構成員に限り、共有することができる。ただし、当該通報者又は相談者の承諾がある場合にはこの限りではない。

(利益相反関係の排除)

第6条 通報処理業務又は相談業務に携わる者は、自らが関係する不正行為についての相談及び通報の処理に関与してはならない。

(受付・調査における配慮)

第7条 通報窓口における受け付けに際しては、通報者の秘密に配慮しなければならない。

2 調査担当者は、調査の実施に際し、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう調査の方法に十分に配慮しなければならない。

(受領・検討・調査等の通知)

第8条 通報窓口は、電子メール・FAX・書面により通報がなされた場合、通報者に対し、速

やかに、通報を受領した旨を通知する。

- 2 通報窓口は、通報を受け付けた後、調査が必要であるか否かについて、公正、公平、かつ誠実に検討し、通報者に対し、速やかに、今後の対応について通知する。
- 3 財団は、コンプライアンス規程第 15 条の規定にもとづく調査を進める中、被通報者（不正行為を行い又は行うおそれがあると通報された者をいう。）や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、適宜調査の進捗状況について通知するよう努める。
- 4 財団は、調査担当者の調査の結果を踏まえ、調査結果を、可及的速やかにとりまとめ、通報者に対し、その結果を通知する。
- 5 財団は、被通報者や当該調査に協力した者等の信用、名誉及びプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく、是正結果について通知しなければならない。

（協力義務）

第 9 条 調査担当者は、各所属に対し、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

- 2 各所属は、通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合には、調査担当者に協力しなければならない。

（処 分）

第 10 条 財団は、調査の結果、不正行為が明らかになった場合には、当該行為に関与した者に対し、就業規則に従って、処分を課することとする。ただし、通報者又は調査に協力した者が自ら不正行為に関与していた場合、その者に対する処分については減免することができる。

（フォローアップ）

第 11 条 通報窓口は、通報処理終了後も、通報者に対して通報を理由とした不利益取扱いや職場内での嫌がらせ等が行われたりしていないかを確認するなど、通報者保護に係る十分なフォローアップを行う。

（相談又は通報を受けた者の責務）

第 12 条 不正行為に関する相談又は通報を受けた者は、相談窓口として指定された者でない場合であっても、本規則に準じて通報者の秘密を保護するなどして適正に対応するよう努めなければならない。

（周知・研修）

第 13 条 相談窓口は、通報処理の仕組み及びコンプライアンスの重要性について、財団の役員、職員、取引事業者等に対し十分に周知をおこなう。

- 2 財団は、相談窓口又は通報処理業務に携わる者に対して、十分な研修を行う。

（見直し）

第 14 条 財団は、本規則に基づく是正措置及び再発防止策が十分に機能しているかを確認するとともに、必要に応じ、本規則による通報処理の仕組みを改善することとする。

附 則

この規則は、令和 4 年 6 月 1 日から施行する。

別表 1 (第 4 条関係)

外部相談窓口	連絡先等
社会保険労務士法人松崎事務所 社会保険労務士 松崎 直彦	住所／世田谷区南烏山 5-32-14-401 電話／03-3307-3723 FAX /03-6909-1159 メールアドレス／ sr@matsuzaki-office.jp